

## 脱炭素化促進のためのペロブスカイト太陽電池の普及に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）、日揮株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社エネコートテクノロジーズ（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、相互に協力し、ペロブスカイト太陽電池の実用化に取り組み、広く情報発信することにより、ペロブスカイト太陽電池の普及を図り、神奈川県内の脱炭素化の促進に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の項目について連携し、協力する。

- (1)ペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた技術開発、実証及び環境整備
- (2)ペロブスカイト太陽電池の普及啓発・情報発信

### （役割）

第3条 前条第1号における役割は、次のとおりとする。

- 甲 ペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた実証場所の調整・提供及び県有施設への導入の検討
- 乙 ペロブスカイト太陽電池の実用化に向けた実証設備の設置及び発電システムの設計・施工
- 丙 実証に必要なペロブスカイト太陽電池の提供及び実証で得られたデータを活用したペロブスカイト太陽電池の開発

### （守秘義務）

第4条 甲、乙又は丙は、本協定に関して知り得た他の当事者の業務上の秘密を第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 前項の協定の有効期間が満了する3月前までに、甲、乙又は丙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

### （協定の変更及び解除）

第6条 この協定の内容の変更又は解除は、甲、乙又は丙の申出に基づき、甲、乙及び丙の協議によって行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲、乙又は

丙は、相手方に対して1月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができるものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年12月19日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1  
日揮株式会社

代表取締役社長執行役員 山田 昇司

丙 京都府久瀬郡久御山町佐古外屋敷43番地の1  
株式会社エネコートテクノロジーズ

代表取締役 加藤 尚哉